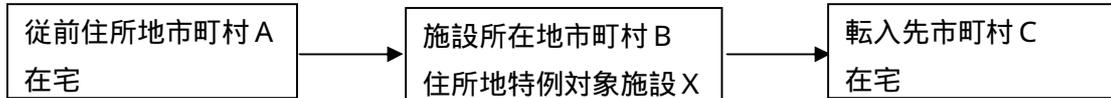


大項目	中項目
住所地特例	2 施設退所 B市のX施設を退所し、C市に居住する場合 保険者はC



転出届の届出

被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村 B に届け出る。

他市町村住所地特例者名簿から削除

施設所在地市町村 B は、他市町村住所地特例者名簿から削除する。

施設退所通知書の送付

施設所在地市町村 B は、従前住所地市町村 A に「施設退所通知書」を送付する。

施設入所者名簿の記載

住所地特例対象施設 X は施設入所者名簿に退所の旨を記載する。

施設退所連絡票の送付

住所地特例対象施設 X は、従前住所地市町村 A 及び施設所在地市町村 B に「施設退所連絡票」を送付する。

資格喪失届の届出

被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）A に届け出る。

被保険者台帳に資格喪失の記載

従前住所地市町村 A は、、、 をもとに被保険者台帳に資格喪失の旨を記載する。

受給資格証明書の交付

従前住所地市町村 A は、被保険者に受給資格証明書を交付する。

転入届・資格取得届の届出

被保険者は、「転入届」（資格取得届）に受給資格証明書を添えて転入先市町村 C に届け出る。

被保険者台帳に資格取得の記載

転入先市町村 C は、資格取得届と受給資格証明書をもとに被保険者台帳に記載する。

2 施設退所 A B C 保険者はAからCに変更
X

